

最高裁判一第1130号

(庶ろ-06)

令和元年9月6日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 大須賀 寛 之

裁判員制度施行10周年を契機とした裁判員制度への協力依
頼書簡の発出について（通知）

裁判員制度が施行後10年を迎えたことを受け、別添のとおり全国中小企業団体
中央会に対して標記書簡を発出しましたので、お知らせします。

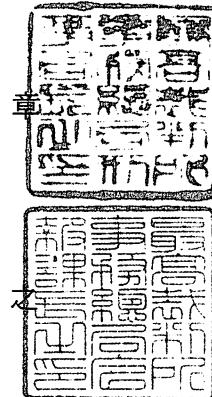
各府におかれましては、今後、裁判員制度の運用に関し、会員団体等への広報活
動をはじめとする働きかけなどを行う場合には、必要に応じて別添の書簡を活用し
ていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和元年8月28日

全国中小企業団体中央会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東

最高裁判所事務総局広報課長 大須賀 寛



拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民各位の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年に施行されてから、今年5月に10年の節目を迎えました。この間、全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、9万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。このように、裁判員制度が施行以来、おおむね順調に運用されてまいりましたのも、裁判員等として御参加いただいた国民の皆様の御協力のみならず、これらの方々が裁判員等として参加しやすい環境整備等を通じてこの制度を支えていただいている企業や団体様等の御尽力があってこそとのものと認識しております。

私ども裁判所は、これを一つの通過点として、改めて裁判員制度の施行から10年間の歩みを振り返るとともに更に工夫を重ね、この制度をより一層安定的に運用していくことができるよう、企業や団体の皆様への広報活動を含め、あらゆる機会を捉えて力を尽くしてまいり所存です。貴会及び会員団体の皆様におかれましては、改めてこれまでの裁判員制度への御理解、御協力に感謝申し上げますとともに、この10周年を契機として、より一層の制度への御理解、御協力を賜ることができまますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具